

岩手県規則第12号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（ふるさと振興部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>地域振興担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>自治体協働担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>市町村との協働の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>ふるさと振興担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>7～9 [略]</p> <p>10 科学・情報政策室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>情報化推進担当の分掌事務</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) オリンピック・パラリンピック推進室</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>オリンピック・パラリンピック推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>総務担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関連事業（以下「東京オリンピック・パラリンピック関連事業」という。）に係る関係各課等との調整に関すること。</u></p> <p><u>事業運営担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>東京オリンピック・パラリンピック関連事業の企画及び運営に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>連携調整担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>東京オリンピック・パラリンピック関連事業に係る市町村及び関係機関との連携及び調整に関すること。</u></p> <p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>温暖化・エネルギー対策担当の分掌事務</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(農林水産部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第12条 農林水産部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>2～11 [略]</p>	<p>（ふるさと振興部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>8 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>地域振興担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>ふるさと振興担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>7～9 [略]</p> <p>10 科学・情報政策室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>デジタル推進担当の分掌事務</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>グリーン社会推進担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>地域経済と環境に好循環をもたらすグリーン社会の実現に係る施策の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(農林水産部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第12条 農林水産部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p><u>(17) 全国植樹祭推進室</u></p> <p>2～11 [略]</p>

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

全国植樹祭推進担当の分掌事務

(1) 全国植樹祭の開催準備に関すること。

13～17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

技術企画指導担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

施工確保対策担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波に係る災害復旧事業における円滑な工事の施工の確保に関すること。

4～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理開発担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 土地区画整理事業(土地区画整理組合が施行するものに限る。)に関すること。

(4)～(6) [略]

[略]

景観まちづくり担当の分掌事務

(1) 土地区画整理事業(土地区画整理組合が施行するものを除く。)に関すること。

(2)～(6) [略]

9～11 [略]

(分課及びその分掌事務)

第15条 [略]

2 [略]

3 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

審査担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

出納担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 決算に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

13～17 [略]

18 全国植樹祭推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画総務担当の分掌事務

(1) 第73回全国植樹祭(以下「全国植樹祭」という。)の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 全国植樹祭の広報に関すること。

事業推進担当の分掌事務

(1) 全国植樹祭の会場の整備に関すること。

(2) 全国植樹祭の運営に関すること。

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

技術企画指導担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 公共工事の円滑な施工の確保に関すること。

4～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理開発担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 土地区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業を除く。)に関すること。

(4)～(6) [略]

[略]

景観まちづくり担当の分掌事務

(1) 土地区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業に限る。)に関すること。

(2)～(6) [略]

9～11 [略]

(分課及びその分掌事務)

第15条 [略]

2 [略]

3 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

審査担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 決算に関すること。

出納担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

本庁	部局等	部	[略]
	出納局		
	政策企画部	統括調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、県政の調査に関する事務及び部の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	部局等	部	[略]
	[略]		
	政策企画部	首席調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、調査監の事務を整理し、県政の調査に関する事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、統括調査監に事故があるとき、又は統括調査監が欠けたときは、その職務を代理する。
	[略]		
	環境生活部	[略]	上司の命を受け、環境、医務、農政
	保健福祉部	医務担当技監	、農村整備、林務、水産、漁港、道路
	農林水産部	農政担当技監、農村整備担当技監、林務担当技監、水産担当技監及び漁港担当技監	、河川港湾又はまちづくりの事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
[略]			
[略]			
[略]			
復興防災部に属する出先機関	東日本大震災津波伝承館	副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
[略]			
[略]			
文化スポーツ部に属する出先機関	平泉世界遺産ガイドランスセンター	所長 副所長	[略] 所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
[略]			

2・3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専

本庁	部局等	部	[略]
	出納局		
	政策企画部	首席調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、県政の調査に関する事務を掌理する。
	部局等	部	[略]
	[略]		
	政策企画部	首席調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、県政の調査に関する事務を掌理する。
	[略]		
	環境生活部	[略]	上司の命を受け、環境、農政、農村整備、林務、水産、道路、河川港湾又
	農林水産部	農政担当技監、農村整備担当技監、林務担当技監及び水産担当技監	はまちづくりの事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	[略]		
[略]			
[略]			
復興防災部に属する出先機関	東日本大震災津波伝承館	副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。
[略]			
[略]			
文化スポーツ部に属する出先機関	平泉世界遺産ガイドランスセンター	所長	[略]
[略]			

2・3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専

門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、心理相談専門員、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員

[略]

医療職(2)	上席獣医師、上席薬剤師、上席栄養士、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席衛生検査技師、上席理学療法士、上席言語聴覚士、主査獣医師、主査薬剤師、主査栄養士、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査衛生検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士、主査理療士、主任獣医師、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任理療士、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療士
--------	---

[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等 (第19条関係)

広域振興局	部 等	課 等
[略]		
沿岸広域振興局	[略]	
	水産部	[略]
		漁港管理課
		漁港復旧課
		用地課
	宮古水産振興センター	[略]
		漁港復旧課
		用地課
	大船渡水産振興センター	[略]
		漁港復旧課
用地課		
[略]		
[略]		

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長 (第78条関係)

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
ふるさと振興部	[略]	
	地域振興室	地域振興課長 <u>自治体協働課長</u>
	[略]	
	科学・情報政策室	科学技術課長 <u>情報化推進課長</u>
文化スポーツ部	[略]	
	スポーツ振興課	[略]
	オリンピック・パラリンピック推進室	総務担当課長 事業運営課長 <u>連携調整課長</u>

門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員

[略]

医療職(2)	<u>上席心理相談専門員</u> 、上席獣医師、上席薬剤師、上席栄養士、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席衛生検査技師、上席理学療法士、上席言語聴覚士、 <u>主査心理相談専門員</u> 、主査獣医師、主査薬剤師、主査栄養士、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査衛生検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士、主査理療士、 <u>主任心理相談専門員</u> 、主任獣医師、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任理療士、 <u>心理相談専門員</u> 、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療士
--------	--

[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等 (第19条関係)

広域振興局	部 等	課 等
[略]		
沿岸広域振興局	[略]	
	水産部	[略]
		漁港漁村課
	宮古水産振興センター	[略]
		漁港復旧課
	大船渡水産振興センター	[略]
		漁港復旧課
[略]		
[略]		

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長 (第78条関係)

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
ふるさと振興部	[略]	
	地域振興室	地域振興課長
	[略]	
	科学・情報政策室	科学技術課長 <u>デジタル推進課長</u>
文化スポーツ部	[略]	
	スポーツ振興課	[略]

<p>環境生活部</p> <p>[略]</p> <p>農林水産部</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>環境生活企画室</p> <p>企画課長 管理課長 <u>温暖化・エネルギー対策課長</u> ジオパーク推進課長</p> <p>[略]</p> <p>流通課</p> <p>6次産業化推進担当課長 <u>流通改善担当課長</u></p> <p>[略]</p> <p>森林整備課</p> <p>計画担当課長 整備課長 <u>全国植樹祭推進課長</u></p> <p>[略]</p> <p>漁港漁村課</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>環境生活部</p> <p>環境生活企画室</p> <p>企画課長 管理課長 <u>グリーン社会推進課長</u> ジオパーク推進課長</p> <p>[略]</p> <p>農林水産部</p> <p>[略]</p> <p>流通課</p> <p>6次産業化推進担当課長 <u>流通改善課長</u></p> <p>[略]</p> <p>森林整備課</p> <p>計画担当課長 整備課長</p> <p>[略]</p> <p>漁港漁村課</p> <p>[略]</p> <p><u>全国植樹祭推進室</u></p> <p><u>企画総務課長</u> 事業推進担当課長</p> <p>[略]</p>
<p>2 (環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>食の安全安心担当の分掌事務</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>7・8 [略]</p>	<p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>食の安全安心担当の分掌事務</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>愛玩動物看護師の養成所に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>[略]</p> <p>7・8 [略]</p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>		

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。
- 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>別表第3（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合同庁舎等の名称</th> <th>出先機関等</th> <th>管理を分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地区合同庁舎</td> <td>総務部総務事務センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>盛岡広域振興局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	盛岡地区合同庁舎	総務部総務事務センター	[略]	[略]	盛岡広域振興局	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>別表第3（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合同庁舎等の名称</th> <th>出先機関等</th> <th>管理を分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地区合同庁舎</td> <td>総務部総務事務センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td><u>農林水産部全国植樹祭推進室</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>盛岡広域振興局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	盛岡地区合同庁舎	総務部総務事務センター	[略]	[略]	<u>農林水産部全国植樹祭推進室</u>	[略]	[略]	盛岡広域振興局	[略]	[略]	[略]	[略]
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者																										
盛岡地区合同庁舎	総務部総務事務センター	[略]																										
[略]	盛岡広域振興局	[略]																										
[略]	[略]	[略]																										
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者																										
盛岡地区合同庁舎	総務部総務事務センター	[略]																										
[略]	<u>農林水産部全国植樹祭推進室</u>	[略]																										
[略]	盛岡広域振興局	[略]																										
[略]	[略]	[略]																										
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																												

- 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																										
<p>別表第1（第2条～第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">事務局 関</td> <td rowspan="5">出先機 関</td> <td>広域振興局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沿岸広域振 興局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>水産部</td> <td><u>漁港管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>水産振興センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化スポー ツ部に属す る出先機関</td> <td>[略]</td> <td><u>副所長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の	[略]		事務局 関	出先機 関	広域振興局	[略]	沿岸広域振 興局	[略]	水産部	<u>漁港管理課長</u>	水産振興センター		[略]		[略]		文化スポー ツ部に属す る出先機関	[略]	<u>副所長</u>	[略]			[略]			<p>別表第1（第2条～第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">事務局 関</td> <td rowspan="5">出先機 関</td> <td>広域振興局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沿岸広域振 興局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>水産部</td> <td><u>漁港漁村課長</u></td> </tr> <tr> <td>水産振興センター</td> <td><u>漁港管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化スポー ツ部に属す る出先機関</td> <td>[略]</td> <td><u>所長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の	[略]		事務局 関	出先機 関	広域振興局	[略]	沿岸広域振 興局	[略]	水産部	<u>漁港漁村課長</u>	水産振興センター	<u>漁港管理課長</u>	[略]		[略]		文化スポー ツ部に属す る出先機関	[略]	<u>所長</u>	[略]			[略]		
組 織		職 等																																																									
知事の	[略]																																																										
事務局 関	出先機 関	広域振興局	[略]																																																								
		沿岸広域振 興局	[略]																																																								
			水産部	<u>漁港管理課長</u>																																																							
			水産振興センター																																																								
		[略]																																																									
	[略]																																																										
文化スポー ツ部に属す る出先機関	[略]	<u>副所長</u>																																																									
[略]																																																											
[略]																																																											
組 織		職 等																																																									
知事の	[略]																																																										
事務局 関	出先機 関	広域振興局	[略]																																																								
		沿岸広域振 興局	[略]																																																								
			水産部	<u>漁港漁村課長</u>																																																							
			水産振興センター	<u>漁港管理課長</u>																																																							
		[略]																																																									
	[略]																																																										
文化スポー ツ部に属す る出先機関	[略]	<u>所長</u>																																																									
[略]																																																											
[略]																																																											
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																																											